指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（いとまきえい科の販売の禁止） **第三十三条の三**　大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕したときは、当該いとまきえい科を販売してはならない。 （罰則） **第百六条**　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一　第十七条、第十八条第一項、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十三条の三、第三十四条第三項、第三十五条、第三十七条第二項、第四十二条第三項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条第三項、第四十七条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者 二　（略） 2　（略） 別表第二（第十七条関係） 指定漁業の名称　制限又は禁止の措置 （略）　（略） 遠洋かつお・まぐろ漁業　一～十四　（略） 十四の二　インド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるいとまきえい科の採捕は、禁止する。 十五～三十四　（略） （略）　（略）	（新設） （罰則） **第百六条**　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一　第十七条、第十八条第一項、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項、第三十五条、第三十七条第二項、第四十二条第三項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条第三項、第四十七条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者 二　（略） 2　（略） 別表第二（第十七条関係） 指定漁業の名称　制限又は禁止の措置 （略）　（略） 遠洋かつお・まぐろ漁業　一～十四　（略） 十五～三十四　（略） （略）　（略）

附　則

この省令は、令和元年十月二十九日から施行する。